

広川町農業委員会
第22回総会議事録

(令和元年5月13日)

広川町農業委員会

広川町農業委員会第22回総会議事録

令和元年5月13日広川町農業委員会第22回総会が広川町役場3階大会議室において開催された。

本会議の議題は、下記のとおりである。

- 報告事項1 利用権を設定した農地の合意解約通知
- 報告事項2 使用貸借権を設定した農地の返還通知
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 議案第4号 農地転用計画変更申請に関する件
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法による広川町農用地利用集積計画に関する件
- 議案第6号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

1. 本会の出席は、下記のとおりである。

農業委員

議席	氏名	議席	氏名
議長	大石 義勝	6	野田 光浩
会長代理	熊添 泰行	7	野田 京子
1	原野 利男	8	馬場 啓介
2	庄籠 弘典	9	丸山 信夫
3	角 武治	10	鹿田 勝師
4	中村 和浩	11	山崎 義史
5	鐘ヶ江 百合子	12	渡邊 鉄也

農地利用最適化推進委員

議席	氏名	議席	氏名
1	田中 秀典	8	弓削 和幸
2	古賀 秀之	9	稲員 雅史
3	中村 正明	10	野田 隆文
4	山村 光重	11	山下 明俊
欠	丸山 敬二郎	12	中島 和彦
6	綾戸 睦夫	13	古賀 英夫
7	渡邊 通稔		

2. 本会の書記は下記のとおりである。

事務局長 井上新五 書記 井上 周亮 田中 和弘

会長代理 熊添泰行
開会のあいさつ

議長
会長挨拶

議長 議事録署名人 3番・角武治農業委員、12番・渡邊鉄也農業委員

欠席者 5番・丸山敬二郎推進委員

議案書の訂正がありますので事務局より説明させます。

事務局 訂正箇所説明。

議長
報告事項1 利用権を設定した農地の合意解約通知 順位1事務局の説明をお願いします。

事務局
説明 順位1（借受人：■■■■ 貸付人：■■■■）

議長
この件について質問意見等ありましたらお願いします。

全委員 質問無し。

議長
無いようでしたら次に進みます。

報告事項2 使用貸借権を設定した農地の返還通知 順位1事務局の説明をお願いします。

事務局
説明 順位1（借受人：■■■■ 貸付人：■■■■）

この件について質問意見等ありましたらお願いします。

全委員 質問無し。

議長
無いようでしたら次に進みます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件について
担当推進委員さんが遅れていますので順位2から進めます。
順位2、事務局の説明をお願いします。

事務局
説明 順位2（譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■）「売買」

議長
説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

7番 渡邊通稔 推進委員

譲渡人の父は医者をしていましたが、農業はできないので手放す事で行進していました。今回、買い手が見つかりこの申請となりました。審議よろしくお願ひします。

議 長

担当推進委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位2について質問意見等ありましたらお願ひします。

会長代理 熊添泰行

譲受人は、何を耕作されるのですか。

事務局

野菜を作付けするとなっています。申請書には農業となっていますが、行政書士と土地家屋調査士の資格を持たれて筑後市に事務所もあります。

議 長

他にございませぬか。

6番 野田光浩 農業委員

この申請地の他に宅地も一緒に売買がなされているのですか。

事務局

宅地の件は、掌握しておりませぬ。

議 長

他にございませぬか。

10番 鹿田勝師 農業委員

譲受人の営農耕作は何をされていますか。

事務局

申請書からの耕作目の説明。

議 長

他にございませぬか。無いようでしたら採決に移ります。順位2について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長

全会一致で認める事とします。

順位3について■■■■さんが、当該者のため審議から外れていただきますので、一時退席をお願ひします。

■■■■ 退席

では、順位3について事務局の説明をお願ひします

事務局

説明 順位3（譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■）「売買」

議 長

説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

11番 山下明俊 推進委員

譲渡人は、2～3年前までは、耕作されていましたが体の具合が悪くなり、また後継者がいない事から知人である譲受人に売買する事をお願いしたとの事です。ご審議よろしくお願ひします。

議 長

担当推進委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位3について質問意見等ありましたらお願いします。

10番 鹿田勝師 農業委員

売買であります、近年の土地の状況では、「無償でも耕作してくれ」が多いように思います。前回の総会でも申請があります。譲受人の経営的、経済的に問題はないのですか。

6番 野田光浩 農業委員

譲渡人は、後継者がおらず、一人世帯のため以前から譲渡を考えていたようです。また前回の総会の事案は、譲渡人が遠方の県外の方でした。

譲受人に集中したような形でしたが、現状は譲渡人の都合が多いようです。

3番 角武治 農業委員

前の話で、売買により年金支給が止まったと聞きましたがどうですか。

事務局

経営移譲年金は、停止する場合がありますが老齢年金はそのままです。

11番 山下明俊 推進委員

譲渡人は、勤め人であったので農業者年金の対象でないと思われます。

議 長

他にございませんか。無いようでしたら採決に移ります。順位3について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長

全会一致で認める事とします。

■■■■の入場を許可します。

■■■■ 入場

議 長

続きまして、順位1 事務局の説明をお願いします

事務局

説明 順位1（譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■）「売買」

議 長

説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

1 2 番 中島和彦 推進委員

申請地は、基盤整備地区内です。譲渡人は高齢であり病気で後継者もいないのでこの売買になりました。審議よろしくをお願いします。

議 長

譲受人は、新規就農となりますのでこの総会に呼んでいます。
譲受人の入場を求めます。

譲受人入場

譲受人

自己紹介並びに耕作に向けての表明。

議 長

質問がありましたら、お願いします。

6 番 綾戸睦夫 推進委員

推進委員さんへ質問ですが、申請地の状況は、どのようになっていますか。

1 2 番 中島和彦 推進委員

申請地の面積の半分に古いハウスがあります。

6 番 綾戸睦夫 推進委員

では、ハウスを使った農業ですか。

譲受人

ハウスは撤去して、米の栽培を考えています。

3 番 角武治 農業委員

若い譲受人であり、この方のような就農者を増やすように広げてもらいたいと思います。

8 番 馬場啓介 農業委員

今年から作付けされる予定ですか。

譲受人

古いハウスが有り撤去してからになり作付けは来年からと考えています。

6 番 綾戸睦夫 推進委員

基盤整備の土地改良区関係の説明はなされていますか。

1 2 番 渡邊鉄也 農業委員

私は土地改良区の理事（地区委員長）をしています。譲受人とは事前に会って説明をしています。

議 長

他にございませんか。

全委員 質問無し。

議 長

譲受人、本日はご出席いただきありがとうございます。退席ください。

譲受人

ありがとうございました。よろしくお願いします。

譲受人退席

議 長

では、引き続き審議します。

6番 野田光浩 農業委員

私の地区では売買などは、譲渡する時には地元の方を優先する事を進めていますが、申請地区ではどのようにされているのですか。

12番 渡邊鉄也 農業委員

譲渡人から売買の意向を聞いていましたが、地区内では購入者が見当たらず、その結果、地区外の方が購入されました。

6番 野田光浩 農業委員

このような売買希望者は、事務局で把握できないのですか。

6番 綾戸睦夫 推進委員

農地バンクがありますが、その活用はどうですか。

5番 鐘ヶ江百合子 農業委員

私のことですが八女市に持っている農地を維持管理できないので八女市農地バンクに登録しています。

事務局

土地の貸借・売買の希望を農業委員会へ申出があった時には、地元の農地利用最適化推進委員さんへ連絡をするようにしています。

6番 野田光浩 農業委員

農業委員会事務局で掌握して、農業委員・推進委員への周知ができないでしょうか。

議 長

農業委員会事務局に届があった場合は、情報の共有ができるように総会資料として渡せるようにします。

6番 綾戸睦夫 推進委員

耕作放棄地も同じような取扱いができるようにお願いしたいと思います。

12番 渡邊鉄也 農業委員

確認させてください。あっせん事業で税金控除があると思いますが、いくらまででしたか。

議 長

農業振興推進機構を経由した売買では特別控除は、800万円あります。

他にございませんか。無いようでしたら採決に移ります。順位1について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長

全会一致で認める事とします。

それでは、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件について 順位1 事務局の説明をお願いします。

事務局

説明 順位1 (■■■■) 「貸資材置場」

議長

説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

13番 古賀英夫 推進委員

申請人から説明を受けました。資材置場として使用です。審議よろしくをお願いします。

議長

推進委員さんからの説明が終わりましたので、この件について質問意見等ありましたらお願いします。

全委員 質問無し。

議長

無いようでしたら採決に移ります。順位1について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長

全会一致で認める事とします。

それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件について 事務局の説明をお願いします。

事務局

説明 順位1 (譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■) 「売買」「共同住宅用地」

議長

説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

7番 渡邊通稔 推進委員

申請地は、数年前までは、いちご育苗地として貸してありましたが、米の作付けは、水管理が難しく、ここ2～3年は不作付け地であり保全管理してありました。

譲受人が共同住宅を建設するとのことです。

議長

推進委員さんからの説明が終わりましたので、この件について質問意見等ありましたらお願いします。

10番 鹿田勝師 農業委員

この計画で車の進入口はどこになりますか。

事務局

申請地北側の道路の西になります。

議 長

他にありませんか。

全委員 質問無し。

議 長

無いようでしたら採決に移ります。順位1について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長

全会一致で認める事とします。

順位2 事務局の説明をお願いします。

事務局

説明 順位2（譲受人：■■■■■、譲渡人：■■■■■）「売買」「一般住宅用地」

議 長

説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

7番 渡邊通稔 推進委員

譲渡人の子供が広川町に戻ってこない事で土地の処分を検討し今回の申請となりました。審議よろしくをお願いします。

議 長

無いようでしたら採決に移ります。順位2について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長

全会一致で認める事とします。

それでは、順位3事務局の説明をお願いします。

事務局

説明 順位3（譲受人：■■■■■、譲渡人：■■■■■）「使用貸借」「一般住宅用地」

議 長

説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

7番 渡邊通稔 推進委員

事務局の説明があったように荒廃農地のような状態でしたので、この申請について適当であると思います。審議よろしくをお願いします。

議 長

推進委員さんからの説明が終わりましたので、順位3について質問意見等ありましたらお願いします。

6番 野田光浩 農業委員

計画は下水道ですか。

事務局
浄化槽です。

議 長
他にありませんか。

全委員 質問無し。

議 長
無いようでしたら採決に移ります。順位3について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長
全会一致で認める事とします。

順位4 事務局の説明をお願いします。

事務局
説明 順位4（譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■）「売買」「駐車場用地」

議 長
説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

13番 古賀英夫 推進委員
譲受人は、運送会社を運営しており申請地周辺は流通団地や運送会社があり問題はないと思います。

議 長
推進委員さんからの説明が終わりましたので、審議入ります。順位4について質問意見等ありましたらお願いします。

全委員 質問無し。

議 長
無いようでしたら採決に移ります。順位4について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長
全会一致で認める事とします。

議案第4号 農地転用計画変更申請に関する件 順位1 事務局の説明をお願いします。

事務局
説明 順位1（譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■）「契約変更、工期変更」

議 長
事務局の説明が終わりましたので、審議入ります。順位1について質問意見等ありましたらお願いします。

全委員 質問無し。

議 長

無いようでしたら採決に移ります。順位 1 について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 賛成多数。

議 長

賛成多数で認める事とします。

議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法による広川町農用地利用集積計画に関する件 事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書により説明

議 長

事務局の説明が終わりましたので、審議入ります。議案第 5 号について質問意見等ありましたらお願いします。

6 番 綾戸睦夫 推進委員

この農業振興推進機構をとおすと控除が受けられるのですね。

議 長

そのとおりです。

6 番 野田光浩 農業委員

登記手数料はどのようになりますか。

お金の動きは、どうなりますか。

事務局

福岡県農業振興推進機構からのチラシにて説明
機構をとおすのでお金の経由も全て機構経由になります。

議 長

他にございませんか。

全委員 質問無し。

議 長

無いようでしたら採決に移ります。議案第 5 号について異議が無い方の挙手を求めます。

異議がなかったことを町長に報告します。

議案第 6 号 平成 3 0 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成 3 1 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について 事務局の説明をお願いします。

事務局 説明

議 長

議案第 6 号について質問意見のある方は、お願いします。

議 長

無いようでしたら、採決に移ります。異議が無い方の挙手を求めます。

委員全員 挙手

議 長

全会一致で認める事とします。

以上で審議は終わりました。

会長代理 熊添泰行

以上をもちまして、農業委員会を終了します。ありがとうございました。